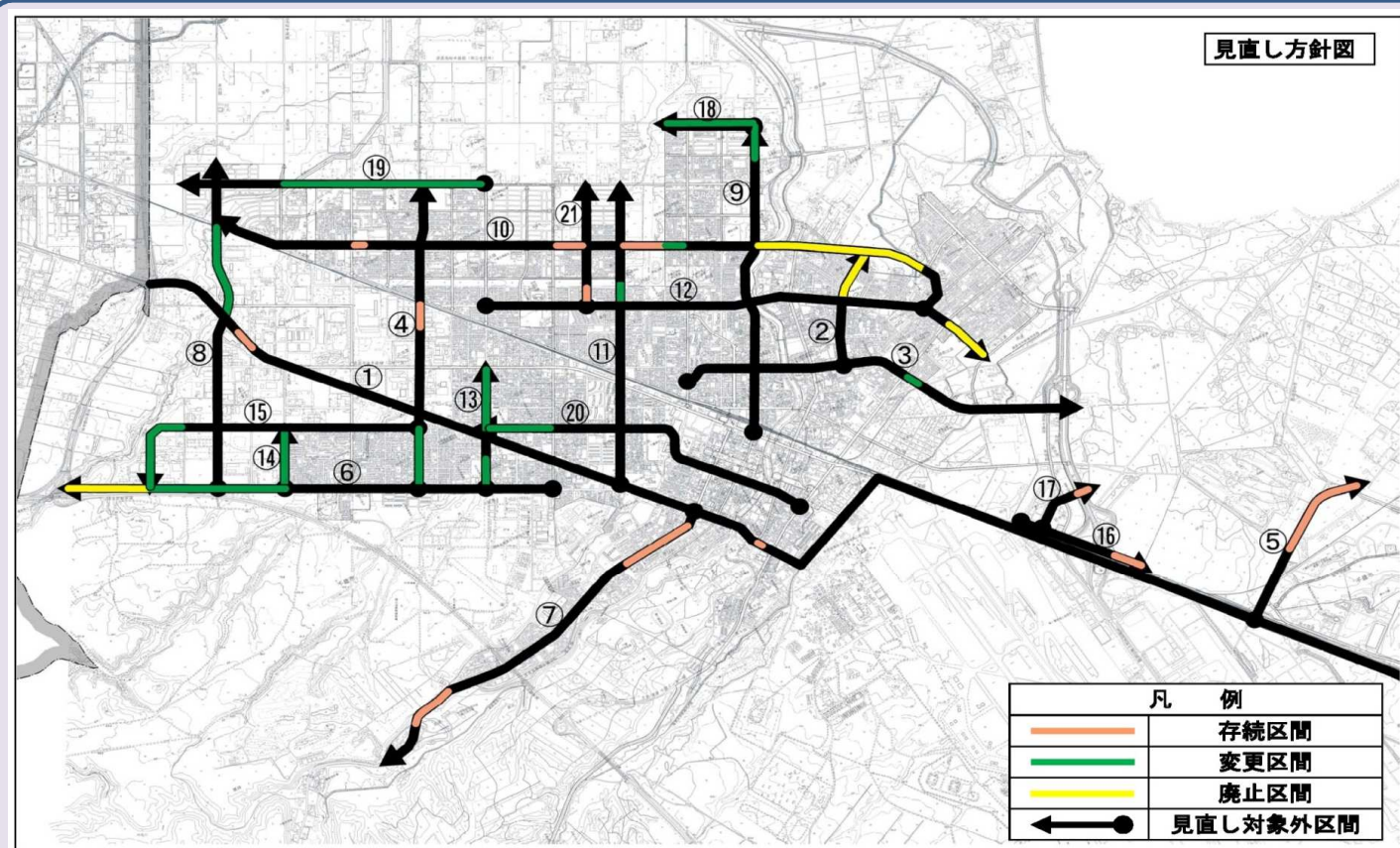


都市計画道路の見直しについて

～見直しを行う道路～



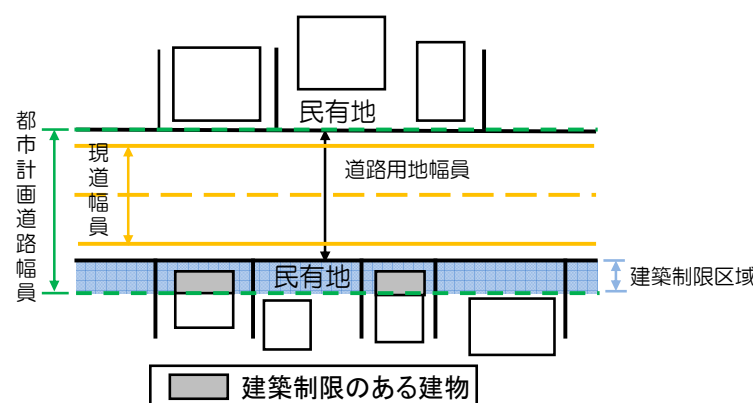
～見直しを行う理由～

都市計画道路の区域内は、将来、円滑に道路整備が出来るよう建築物を制限しています。

道路整備が完了していない区域内に土地を所有している方々は、自由に土地利用が出来ない状態が続くこととなり、有効利用への影響が懸念されています。

近年の人口減少や、今後市街地を拡大しないことなどにより、当初定めた道路の必要性に変化が生じつつあるため、市では、民有地に制限をかけている道路について、見直しを行うこととしました。

※建築物の制限（例図）



～都市計画道路ってなあに～

人や車が円滑に移動できるように、将来を考え、あらかじめルートや幅を都市計画で定めた道路です。

概要版

～見直し方針（案）～

次のとおり、見直し方針の案を作成しました。

No	路線番号・名称	対象区間				見直しの方針		
		起点	終点	幅員(m)	延長(m)	存続	変更	廃止
①	3・2・3 国道36号	上長都（日清前）	上長都（三菱前）	30	240	○		
		本町4丁目（調剤薬局前）		23～26	26.36	○		
②	3・2・4 住吉通	30号通	29号通	18	520			○
③	3・3・12 日の出大通	東大通	09-22E25	30	150		○	
④	3・3・14 7線大通	33号大通	32号通	18	540		○	
		JR単独立体交差区間		29.5	200	○		
⑤	3・2・26 美々駒里大通	南2号道路	美々東通	30	900	○		
⑥	3・3・13 33号大通	5線通	32号通	25	1,130		○	
		32号通	長都川中心	25	700			○
⑦	3・4・18 支笏湖通	09-02S03	09-02S12	18	570	○		
		桂木	新星	18	480	○		
⑧	3・3・15 4線大通	国道36号	JR4線跨線橋	22	840		○	
⑨	3・4・16 川北通	国道337号	27号通	20	330		○	
⑩	3・4・17 29号通	スーパーアークス長都店前		18	130	○		
		9線通	9線中通	20	260	○		
		北新通	09-25S39	20	380	○		
		09-25S39	末広高台通	20	180		○	
		国道337号	祝梅北通	18	1,360			○
⑪	3・4・20 北新通	30号通	09-26E17	20	200		○	
⑫	3・4・22 30号通	東大通	旭ヶ丘通	20	450			○
⑬	3・4・23 8線通	33号大通	09-07E13	18	280		○	
		国道36号	仲の橋通	18	90		○	
		仲の橋通	中央大通	18	510		○	
⑭	3・4・30 5線通	33号大通	32号通	18	540		○	
⑮	3・4・25 32号通	南1号道路	33号大通	18	790		○	
⑯	3・4・61 柏台旭ヶ丘通	09-35柏台3号通	柏台私道	21	240	○		
⑰	3・4・62 柏台1号通	09-35柏台3号通	柏台私道	18	120	○		
⑱	3・4・64 27号通	川北通	幸福4丁目	21	740		○	
⑲	3・4・65 北信濃通	ひばりヶ丘通	みどり台通	21	1,700		○	
⑳	3・5・34 仲の橋通	9線通	8線通	15	550		○	
㉑	7・5・59 9線中通	30号通	09-26E17	14	170	○		

～今後の進め方について～

このたび決定した見直し方針により、今後、関係する方々のご理解を得ながら、都市計画変更の手続きを進めます。

